

史跡の保存管理計画について

保存管理計画とは

史跡を適切に保存し、次世代へと確実に伝達していくための指針。

全ての史跡において個別に策定しておくことが望ましく、策定にあたって国庫補助を受けられることができる。

保存管理計画の構成

① 保存管理

学術的な側面から、史跡を構成する諸要素を特定し、その本質的価値を明確に把握する。また、それらの諸要素についての適切な保存管理の方法を示し、史跡の周辺環境も含めた一体的な保全策を講じることが必要である。

② 整備活用

史跡の適切な保存管理を行うために必要な「整備活用」の施策を検討し、史跡の将来像を提示する。

③ 運営及び体制整備

①及び②を一体として、地域に根ざした包括的な保存管理を進めるために、必要な体制及びその運営方法を検討する。

参考文献：文化庁文化財部記念物課監修

「史跡等整備のてびき ―保存と活用のために― II 計画編」

国史跡武蔵国府跡保存管理計画書 内容構成（案）

- (1) 沿革と目的
 - ① 計画策定の沿革
 - ② 計画の目的
 - ③ 検討協議会の設置・審議経過
- (2) 史跡武蔵国府跡の概要
 - ① 指定に至る経緯
 - ② 指定地の状況
 - ア．指定説明とその範囲
 - イ．指定地の現況
 - 歴史的調査の結果（遺跡・文献・絵図・写真等）
 - 自然的調査の結果（地形・地質等）
 - 社会的調査の結果（集落・道路等の土地利用状況、都市計画等）
- (3) 保存・管理
 - ① 基本方針
 - ② 構成要素
 - ③ 保存・管理の方法
 - ④ 現状変更等の取扱方針及び取扱基準
 - ⑤ 史跡指定地外の周辺環境を構成する要素の保存管理
- (4) 整備・活用
 - 基本的考え方
- (5) 運営及び体制整備
 - 基本的考え方
- (6) 今後の課題